

令和6年8月27日

羽生市議会議長 様

会 派 名 新令和会

西山 丈由

増田 敏雄

小野田 和男



行政視察報告書

このことについて、別紙のとおり実施したので報告します。

羽生市議会

松本議長 様

新令和会

公共交通についての寄居町視察報告

8月9日に新令和会として、標記の件で寄居町へ視察に行き参りました（視察参加者は西山丈由、増田敏雄、小野田和男）。寄居町では福祉政策としては「よりいふれあい事業」・「愛のりタクシー」・「福祉有償運送」の3つを実施しております。3実施政策の詳細については別紙資料の通りです。大変に参考になりましたのは「よりいふれあい事業」でした。実施している内容は羽生市の「ささえ愛隊」と同様ですが違う点が1点あります。

目的に「住民参加型の外出付き添い支援・家庭サービス」とあり「外出付き添い支援」という言葉があるように付き添い支援、という名目で人を目的地まで車で運送している点です。これは会員相互のサービスということで利用会員、協力会員も年会費として500円納めており、これは平成18年の道路運送法等の一部改正により利用者が650円渡し、協力会員が謝礼として社協を通じて700円受領しても有償運送とは見なされないようです。もっとも寄居町の法人事業グループ佐藤俊也主査によれば平成17年に埼玉県からの要請でこの事業をスタートしたそうです。現在は2台の車両で営業中で事故等はない、とのこと。

これは羽生市でもやる気があれば出来る、と思います。問題は協力会員が確保出来るかです。思うに危惧する事故対応については保険会社に任せる事の念書を頂いて

対応している、とことです。

「愛のりタクシー」については羽生市の「乗り合いタクシー」と同じく業者に委託であります。違うところは乗降場所が358箇所と決まっていること。但し申請すれば新設は可能との事です。

「福祉有償運送」については参考にはなるが羽生市に必要な、と思われます。

視察の結果感じるのは「よりいふれあい事業」の小型版を平成7年から始め、町民から「寄居町は白タク」をしている、との投書があり、警察から事情聴取を受けた、ように行政としての福祉対策としての「足の確保」の取組は前向きでした。

又羽生市の「ささえ愛隊」が外出付き添い支援として人の運送をすれば16,700人の高齢者の足に不便を感じている人は行政に感謝すると思われます。

尚、このような福祉政策は全市民へのPRが大事で紙やホームページだけでなく、民生委員、自治会を通じた対面広報をするべきで明和町ではスタート時50名のサポーターも使用したとのこと。周知徹底しなければ利用も出来ません。

よりいふれあいサービス事業

(住民参加型の外出付き添い支援・家庭援助サービス)

協力会員について

- ・年会費 500 円を納める

利用会員について (年会費 500 円を納めた次の登録世帯)

- ・高齢者のみの世帯・障害者のいる世帯・母子、父子世帯・妊産婦、乳幼児のいる世帯

サービス内容

- ・外出の付き添い (通院、買い物等)・・・片道 30 分 (20 km 程度)
- ・食事の支度・衣類の洗濯、繕い・衣類の洗濯、整理整頓・住居の掃除・朗読、代筆・妊産婦、乳幼児の身の回りの世話

料金

- ・年会費 500 円必要、利用料は 1 時間につき 650 円

利用時間

- ・AM 9 時～PM 5 時の間の 2 時間程度・・・予約は 3 日以上前に申し込む事

休業日・・・土日祝日、お盆、年末年始

サービスの仕組み

① 利用会員は社協へ申込み⇒②社協よりサービス券購入 (650 円)。

社協⇒③協力会員へ依頼④協力会員がサービス提供⇒⑤利用会員は 650 円のサービス券渡す) ⇒⑥協力会員 (サービス券を社協へ渡す) ⇒社協は翌月協力会員へ 700 円振り込む

愛のりタクシー

(公共交通サービスとして愛のりタクシーの運行を行っている)・・・全町民対象

- ・このサービスは交通手段に不便をきたしている方に自宅などから目的地まで乗り合いによる送迎サービスを行うものです。通院、買い物、お子様の送迎等幅広く利用できます。

利用者登録・・・利用が見込まれる方全員の登録が望ましい

予約方法・・・電話では利用日の1週間前から1時間前までに。

受付時間はAM8時～PM5時まで。

インターネット可

共通乗降場(358箇所)・・・スーパーマーケット、商店、病院等

*共通乗降場の申請は随時受け付ける(但し審査アリ)

通行区域(町内のみ)

- ・自宅から共通乗降場・共通乗降場から共通乗降場・共通乗降場から自宅まで

運行時間

- ・AM8時からの乗車、PM5時までの降車
- ・12月29日から1月3日までは運航休止

料金

- ・1回の乗車(片道)ごとに300円、未就学児は大人1人の同乗につき1人を無料・介助者も登録し料金も必要
- ・運行車両・・・3台(うち1台は車いす対応の福祉車両(ワゴンタイプ))
- ・運賃の支払い方法・・・現金、「Yori-Ca」決済。

福祉有償運送

福祉有償運送とは NPO 法人などが会員登録された身体障害者や要介護設定者などを対象に、実費の範囲内かつ営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車（白ナンバー）を使用して行うサービスです。

有償運送を利用することができるのは

- ・ 他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、単独では公共交通を利用することが困難な身体障害者、要介護者、要支援者、知的障害、精神障害等を有し実施団体に会員登録された方とその付添人です。

福祉有償運送を実施することができるのは

- ・ NPO 法人、公益法人、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会等です

福祉有償運送を実施する為には

- ・ 道路運送法 79 条に基づく登録を受けることが必要です

又、福祉有償運送の必要性について協議し、合意されることが必要です

対象者は

- ・ 要介護 1 以上の認定

身体障害者手帳を持つ

その他、会長が必要と認めた者

- ・ 料金

年会費 1, 000 円（別途、同乗者の保険料として 500 円）

燃料費として町内は 0 円・町外へは 1 km 25 円必要

利用料として 1 時間に 500 円必要

* 羽生市としては必要ない、と思う。